

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第27号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第28号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第29号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例の制定について
- 4 陳情第3号 介護保険制度の改善を求める陳情書
- 5 陳情第4号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書
- 6 陳情第5号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 7 発委第2号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出について
- 8 発委第3号 最低賃金の改善と中小企業等支援策の拡充を求める意見書の提出について
- 9 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 10 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 11 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
- 12 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件………議事日程に同じ

○ 出席議員次のおり（14名）

1番	小田孝志君	8番	徳竹栄子君
2番	畔上恵子君	9番	高田佳久君
3番	小林仁君	10番	渡辺正男君
4番	志鷹慎吾君	11番	山本光俊君
5番	塚田一男君	12番	小林克彦君
6番	湯本るり子君	13番	白鳥金次君
7番	山本岩雄君	14番	湯本晴彦君

○ 欠席議員次のおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のおり

議会事務局長

山本佳史

議事係長

湯本寿

---

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	平澤岳君	副町長	久保田敦君
教育長	竹内延彦君	会計管理者	小林佳代子君
総務課長	古幡哲也君	税務課長	高木和彦君
健康福祉課長	小林一夫君	農林課長	宮崎弘之君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	望月弘樹君
教育次長	田中浩幸君	消防課長	湯本睦夫君
危機管理課長	常田和男君		

---

(開 議)

(午後 2時00分)

**議長(湯本晴彦君)** 本日は、ご参集いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

---

### 発言の取消し

**議長(湯本晴彦君)** まず初めに、6月16日に行われました一般質問において、志鷹議員から発言の取消しの申出がありましたので、会議規則第64条の規定により、これを許可したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(湯本晴彦君)** 異議なしと認めます。

志鷹議員からの発言の取消しの申出を許可することに決定しました。

4番 志鷹慎吾君、登壇。

(4番 志鷹慎吾君登壇)

**4番(志鷹慎吾君)** 志鷹慎吾、登壇します。

令和5年6月16日午後1時15分から行われた一般質問の中で、不適切、不確実な発言があったことをここに謝罪し、発言の取消しをいたします。

再質問での発言内容になりますが、初めてということもあり、内容も含め、話をどうすればよいのかなどと不安と緊張の中でのスタートでした。内容ですが、志賀高原においてスキー修学旅行に参加した生徒の95%が、某団体のアンケートによれば、二度とスキーをしたくないという結果であったという発言ですが、10年ほど前に某スキー学校のスタッフの方からお聞きし、95%という数字に私が驚いた記憶がありました。

ただ、雪上での会話で、あまり詳しい内容までは確認しておりませんでした。過日、該当するスキー学校のスタッフに確認したところ、大分前のことではっきり覚えていないということでしたが、修学旅行実施学校との打合せの中で、先生から、何人かの卒業生からはスキーをしたくなかったという話や、でも学校が決めているから、しょうがないからスキーをするんですというような趣旨の話が出たとのことでした。

よって、志賀高原においてスキー修学旅行に参加した生徒の95%が、某団体のアンケートによれば、二度とスキーをしたくないという結果であったという発言については、確実性のない内容で、これに関して取消しをして謝罪をいたします。

次に、初心者コースには第1地獄、第2地獄と呼ばれるコースがあるという発言に関してですが、こちらも取消しをいたします。

また、該当するコースにおける何々地獄というような表現は、一部スキー教師間もしくは公

認校間で、当該箇所や状況を論じる際に使われることはありますが、同業者間のある種の通称のようなものであり、同表現をお客様側もしくは世間に知らしめたことは、修学旅行実施学校関係者、旅行代理店の皆様に今後、否定的なイメージを与えかねず、適切ではなかったと考えます。同コースを管理している索道会社に大きな不満を持っていると捉えられることも本意ではありませんので、こちらでも謝罪いたします。

生徒の95%、某団体のアンケートの件と初心者コースの表現を関連づけて発言したつもりはなく、ただ捉える側としては、怖い箇所があるからアンケートの結果が悪いと関連づけて考えられてしまうことも十分あったかと思えます。

再質問をしようとした際、先ほどの内容に触れたところで再質問の時間が終了し、それ以上の発言ができなくなりました。私のネガティブな言い方のため、本質が伝わりませんでした。行政としてもさらに積極的に官民一体となり、観光産業に取り組むべきではないかというところが一番伝えたいところでした。

ホテルやスキー場関係者、観光協会の関係者、そしてスクール関係者等々にもご迷惑をおかけすることになり、本当に申し訳なく思っております。そして、修学旅行実施学校関係者、旅行代理店に否定的なイメージを与えるつもりは全くありません。今は、議員として発言する際の重みを痛感している次第です。

このような発言をする際には、関係者様との十分な意見や話を聞き、しっかり確認をし、ご相談して、言葉一つでも気をつけていくべきだと反省しております。今後も議員活動で山ノ内町の発展及び長年携わっているスキー産業の発展に寄与していきたいと思っております。

このたびの私の発言で、多くの関係者の方々にご迷惑をおかけしたことを、この場においてお詫びさせていただきます。

議長（湯本晴彦君） 発言の取消しについては、以上です。

- 
- 1 議案第27号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 2 議案第28号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯本晴彦君） 議事に入ります。

日程第1 議案第27号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第2 議案第28号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを一括上程し、議題とします。

ただいまの2議案につきましては、去る6月19日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

社会文教常任委員長(高田佳久君) 9番 高田佳久。

それでは、審査につきまして、ご報告させていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和5年6月27日

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦 様

社会文教常任委員長 高 田 佳 久

1. 委員会開催月日 令和5年6月20日
2. 開催場所 第3・第4委員会室
3. 審査議案

議案第27号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第28号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(以上2件 令和5年6月19日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第27号、議案第28号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査経過について補足の説明をさせていただきます。

まず、表決の結果ですが、議案第27号及び議案第28号につきましては、賛成者全員です。

議案第27号及び議案第28号につきましては、健康福祉課の子ども支援係より説明を受け、協議いたしました。

令和4年法律第76号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、通称、いわゆる子ども家庭庁設置関係整備法が令和5年4月1日より施行されることになりました。それに伴いまして、子ども・子育て支援法の改正を受けて、内閣府令で定めます特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことで、条例を改正するものとなっております。

基本的に、関係法令の改正に伴うものですので、内容的には国の基準に準じておりますので、特に問題ないとの判断をいたしました。よって、可決すべきものと決定しております。

以上が審査結果及び委員長報告となります。

議長(湯本晴彦君) これより委員長報告に対し、一括質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行います。

質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長(湯本晴彦君)** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第27号について、討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(湯本晴彦君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第27号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第27号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長(湯本晴彦君)** 起立全員です。

したがって、議案第27号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(湯本晴彦君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第28号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第28号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長(湯本晴彦君)** 起立全員です。

したがって、議案第28号 山ノ内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 3 議案第29号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例の制定について

**議長(湯本晴彦君)** 日程第3 議案第29号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例の制定についてを上程し、議題とします。

ただいまの議案につきましては、去る6月19日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

塚田総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 塚田一男君登壇)

**総務産業常任委員長(塚田一男君)** 5番 塚田一男。

それでは、常任委員会の審査報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和5年6月27日

山ノ内町議会議長 湯本晴彦様

総務産業常任委員長 塚田一男

1. 委員会開催月日 令和5年6月20日
2. 開催場所 第1・第2委員会室
3. 審査議案

議案第29号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例の制定について

(以上1件 令和5年6月19日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査の過程について若干補足させていただきます。

なお、本条例案は社会文教常任委員会との連合精査にて質疑を行いました。

この議案第29号は、町長公約に基づく条例提案であります。委員会において公約と本条例における公約表記に関わる整合面での観点、減額期間の当面の間の期間について、これについては一定期間とすべきとの意見もありました。また、併せて戻す時期の判断はという意見もありました。さらに減額金額の歳出項目について、また、給料と給与の違いについての意見もありました。

なお、第2条第2項の表記に関わる意見が多く、これは期末手当の基礎算出の関係、それから退職手当の額の算出の基礎となる関係です。これについては適用しないと、この点について残念との発言もありました。

しかし、委員会での審議結果として、町長の意向と決意表明を重視したいとの意見や評価もあり、採決の結果、賛成4、反対2でありました。したがって、可決すべきものとするに至りました。

つきましては、議員各位のご賛同をお願いいたします。

**議長（湯本晴彦君）** これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（湯本晴彦君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第29号について、討論を行います。

初めに、総務産業常任委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

12番 小林克彦君、登壇。

(12番 小林克彦君登壇)

**12番（小林克彦君）** 12番 小林克彦。

議案第29号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

条例のみならず議案の審議に当たっては、何よりも目的は何か、その目指す目的が妥当かがあります。明確な目的を持って可否を判断しなければなりません。

本条例については、町長はこれまで自分の覚悟である、選挙公約でも身を削ってこそ改革とあります。しかし、町民には身を削ってこそ改革の身を削らなければならない改革とは何か、いまだ明確にされているとはいえません。

また、本条例は公約との整合性が担保されているでしょうか。法定ビラにはこのように記載されています。ご存じですか、町長の年収1,189万円。退職手当1,581万円、4年で約6,339万円。平澤岳はまずは町長給料を30%カットから始めます。身を削ってこそ改革ですとあります。

正確な年収は1,288万円であり、その内訳は、月額給料、年930万円、期末手当、年318万円です。しかし、提案された内容はビラには記載のない月額給料77万5,000円のみに対するカットであり、年収に含まれる期末手当を対象から外しています。よって、カット率は21.6%となり、公約の30%とは大きな乖離があります。この論点は金額の多寡ではなく、最も大切な町民との約束である公約との整合性が重要な判断要素であります。

また、町長は、給料カットの理由を住民生活の困窮等に鑑みとした趣旨の発言もございましたが、例として個人町民税はコロナ前の令和元年4億3,389万円、コロナ発生から以後、令和2年4億2,152万円、令和3年4億3,729万円、令和4年の見込みはまだ決算が発表されていませんが、予算の調定のところでいきますと、4億3,000万円というふうに見ておりますので、このように課税所得は回復途上であり、現状の経済はまだまだ厳しいながらもコロナ禍からは脱出傾向で、早い回復が期待されます。

また、町長給与額がそもそも高いと考えるのであれば、まずは特別職報酬等審議会に諮問するのが改定のルールであります。私たち議会は、執行部側のチェックを重要な職責としており、このような大きな齟齬を認めることはできません。

以上をもって、本条例に反対するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

**議長（湯本晴彦君）** 続いて、賛成者の討論に移ります。

賛成者の発言を許します。

8番 徳竹栄子君、登壇。

（8番 徳竹栄子君登壇）

**8番（徳竹栄子君）** 8番 徳竹栄子。

議案第29号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

最初に、先ほど委員長報告の中で、公約と本条例において公約表記に関わる整合面での意見という報告がございました。このことに触れて、私の考えを申し上げます。

町長選において、選挙管理委員会から認められた平澤候補が作成したビラの内容の一部に、当町のホームページから抜粋計算された町長の年収、退職手当など、金額が提示、紹介されていた部分があったことから、期末手当、退職手当等の給料以外の収入が含まれての30%でなければ公約と違うという意見もありましたが、ビラの文面をよく見ると、まずは町長給料30%カットから始めますと書かれています。

給料とは一般的に支払う金額が毎月固定されている基本給を示します。期末手当や退職手当などは含むものではないと解しており、公約と整合性があると考えられます。もし給与と明記されていれば、給料や期末、退職、各種手当が含まれるのではと私は思います。そうした場合は整合性がないと思います。このことから公約どおり、今条例に問題はないと判断いたしました。

町長は3月議会の答弁でも、給料カットの一番の理由は、コロナ禍で町の経済が疲弊している中で、まだ経済的にも立ち直っていない業種が多く、町の経済をしっかりと活性化するまで、私も身を削りながら頑張りますという自身の覚悟を町の皆さんにお見せすることが目的であると述べられておりました。

私は、この公約を果たすために早々に条例案を出されたことに対し、敬意を表すとともに経済が上向いて、一日も早く町長の満額の給料が支給されるように、みんなが力を合わせて取り組まなければならないと考えます。町民のために一日も早く町を活性化したいと考えている町長の熱き思いと決意を尊重すべきと考えます。

よって、賛成討論とさせていただきます。

議員各位の皆様のご賛同、よろしく願いいたします。

**議長（湯本晴彦君）** 続いて、反対者の発言を許します。

13番 白鳥金次君、登壇。

（13番 白鳥金次君登壇）

**13番（白鳥金次君）** 13番 白鳥金次でございます。

議案第29号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

本条例の制定につきましては平澤町長の選挙公約の1つでございます。公約について自ら実行に向けてこの6月、第3回定例会に提案をされたことにつきましては、いよいよ平澤町長が動き出されたと感じています。評価をさせていただきます。また、町長ご自身がご自身の給料を削減するということについて、私の立場からは是非を申し上げることはないと思っております。

しかしながら、公約の表記を見ますと、「ご存じですか？ 町長の年収1,189万円、退職手当1,581万円、4年で計6,339万円！」。そして小さな文字で、括弧書きで、山ノ内町ホームページより抜粋計算。それらをくくりまして、導きまして「平澤岳はまずは町長給料30%から始めます！」。そして小さな文字で「※町の財政状況の好転が見られる間」、このように表記されてあります。この表記を有権者はどのように解釈をされたのか。また、この公約に対してど

のように期待をされたのか。このことは平澤町長が説かれることだと思います。

私は改めて本条例を読んでみますと、記載の事項との間に違和感を感じました。例え方が適切かどうかですが、李下に冠<sup>りかかんむり</sup>を正さず、瓜田に履<sup>かでんくつ</sup>をいれず、おこがましいようですが、平澤町長におかれましては、このような事柄を感じないように進めていただくことをお願いいたします。

これより採決が行われますが、本条例が賛成多数で可決されたときには、さきに申し上げさせていただきますことを踏まえて、次回定例会に、条例の改正ですが、年収と期間を盛り込んだ条例を提出していただくことを強くお願いいたします。

また、本条例が反対多数で否決されたときには、改めて公約の実行に向けて、次回定例会において年収と期間を盛り込んだ条例を再度提出していただくことをここに強くお願いいたします。

私、一般質問でも申し上げましたが、改めて申し上げさせていただきます。「政清人和」「まつりごと清ければ人おのずから和す」。清廉、心が清らかで私欲がないこと、清廉な政治は人民を穏やかにする、この言葉を議場におられる皆様に申し上げ、私の討論といたします。

**議長（湯本晴彦君）** 続いて、賛成者の発言を許します。

1番 小田孝志君、登壇。

（1番 小田孝志君登壇）

**1番（小田孝志君）** 1番 小田孝志でございます。

議案第29号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例の制定について、賛成討論をさせていただきたいと思います。

先ほど賛成討論いたしました徳竹議員とほとんど同じところは省略させていただきまして、補足という形になると思いますが、討論をさせていただきたいと思います。

私はこの4月、町議会議員に初当選いたしまして、新人でございます。3月議会でも多くの先輩議員の方々がこの町長の給与に対してご質問されたというようなことも伺っております。

また、今議会では、議案として初めて取り上げられ、19日の本会議での質疑の後、委員会付託となりました。20日には2つの委員会での連合審査を経て、総務産業常任委員会にて審査を行いました。

また、私の所属をしている会派の創門会でも活発な議論を行いました。まず、私が感じたのは、1つの議案に対して本当に時間をかけて真剣に議論するのがこの議会なんだなということをも身をもって思い知りました。身の引き締まる思いを感じました。

そして、そんな議論の中で私の尊敬する先輩議員の1人から、「小田さん、議員は町民の声を町に届けるのが1つの役目だと、小田さんはこの問題に対して町の町民の声をしっかり聞きましたか」と質問されました。

私ははっと思いました。そうだ、自分だけの意見じゃなくて、考えじゃなくて、町民の意見も聞かないといけないな、私はそう思いました。日にちがあまりありませんでしたが、先週、

できる限り、町の声を知ろうと努力し、やってみりました。後援会の皆さん、たまたま地元区の会議もありました。そして趣味の仲間の人たち、できる限り多くの意見を私は聞きました。

そんな中で、ほとんど全ての人がこの案でいいんじゃないか、そんなふうなことを言っていたきました。少数意見といたしましては、俺は期末手当までとっていたんだけどなとか、せつかく給料をカットされるんだから、その給料が分かりやすいように使われたほうがいいよとか、少数意見としてありました。

もちろん分かりやすい給料の使い方については寄附行為とみなされるということで、丁寧に説明させていただきました。期末手当の話については、まずは町長給料30%カットから始めますと、この言葉に最終的には賛同していただき、分かったと、小田、みんなの意見を代表して言ってくれとみんなから背中を押されて、この場に立っております。

元に戻ります。まず、私の賛成の1つの理由は、この提案については、町民にとって不利益となる事案ではないということだと思います。月に23万2,000円、計算すると30%とはこのような数字になります。これが1年、278万4,000円、いわゆる財源の増と。仮に4年間とすると1,113万6,000円、4年になるかどうかは分かりませんが、そのような計算になり、1つは町民にとって不利益となる事案ではないということでございます。

そして、先ほど徳竹議員のおっしゃるとおり、公約に沿っている提案であるということでございます。まずは、町長給料30%カットから始めます。その後、身を削ってこそ改革です。私は、一般質問の中で6項目について質問させていただきました。この6項目を果たす前に、自分の身を削ってこの改革を実行したいんだと、これは町長の確固たる信念を持った堂々たる決意表明と私は評価したいと思います。ぜひ皆さん、この議案が可決されるよう考えていただければと思います。

1つ、意見として、財政状況の好転が見込まれるまでということの判断については、また次の議会でも提案をお示しいただければと思いますが、市町村、自治体で財政力指数というのを使っております。山ノ内町が現在、0.45、長野県で1以上は軽井沢です。隣県の群馬県草津町は0.73、ここら辺を1つの目安にされてやったらどうかと。生意気な発言で申し訳ございませんが、指標というものは必要だと思いますので、それを提示していただければと思います、皆さんの賛同をお願いいたします。

以上です。

**議長（湯本晴彦君）** 続いて、反対者の発言を許します。

ほかに討論はございませんか。

(発言する者なし)

**議長（湯本晴彦君）** 討論を終わります。

議案第29号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長報告は可決であります。

議案第29号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(湯本晴彦君) 起立9人です。多数です。

したがって、議案第29号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### 4 陳情第3号 介護保険制度の改善を求める陳情書

議長(湯本晴彦君) 日程第4 陳情第3号 介護保険制度の改善を求める陳情書を上程し、議題とします。

ただいまの陳情につきましては、去る6月13日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

社会文教常任委員長(高田佳久君) 9番 高田佳久。

それでは、陳情の審査についてのご報告させていただきます。

令和5年6月27日

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦 様

社会文教常任委員長 高 田 佳 久

#### 陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

#### 記

1. 受理番号 第3号
2. 受理年月日 令和5年5月1日
3. 件 名  
(陳情第3号) 介護保険制度の改善を求める陳情書  
陳 情 者 長野市県町593 長野県高校教育会館3階  
長野県社会保障推進協議会  
代表委員 細尾 俊彦、宮澤 裕夫、清水 信明、小林 吟子、  
松丸 道男、北沢 忠
4. 付託年月日 令和5年6月13日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査の経過について若干補足させていただきます。

表決の結果ですが、賛成者全員になっております。審査では、健康福祉課の介護保険係より、介護保険制度及び陳情内容についての説明を受け、協議いたしました。

また、昨年の12月議会でも介護保険に関しましては、内容的に2項目については同様の要望

もございました。そのときに当議会では採択していることなどを勘案いたしまして、要望の趣旨に賛同できるものとしたしまして、採択すべきものと決定しております。

以上、審査経過及び委員会報告を終わりにしたいと思いますが、皆様のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

**議長（湯本晴彦君）** これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（湯本晴彦君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（湯本晴彦君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第3号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第3号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（湯本晴彦君）** 起立全員です。

したがって、陳情第3号 介護保険制度の改善を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

5 陳情第4号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求め  
る陳情書

6 陳情第5号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳  
情書

**議長（湯本晴彦君）** 日程第5 陳情第4号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求め陳情書及び日程第6 陳情第5号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の2件を上程し、議題とします。

ただいまの陳情2件につきましては、去る6月13日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

塚田総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 塚田一男君登壇）

**総務産業常任委員長（塚田一男君）** 5番 塚田一男。

それでは、私から陳情審査の案件について委員会報告させていただきます。

まず、陳情第4号についてご報告させていただきます。

令和5年6月27日

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦 様

総務産業常任委員長 塚 田 一 男

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受 理 番 号 第4号
2. 受理年月日 令和5年5月15日
3. 件 名  
(陳情第4号) 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書  
陳 情 者 東京都北区赤羽3-3-3ドミール赤羽707  
インボイス制度を考えるフリーランスの会  
阿部 伸
4. 付託年月日 令和5年6月13日
5. 審 査 結 果 不採択すべきものと決定

それでは、この陳情第4号について審査の過程を説明させていただきます。

この適格請求書等保存方式（インボイス制度）ですが、本年10月1日から施行予定となっております。

委員会においては、今まで免税の方が適格請求書等の発行により納税に係る懸念、意見、下請業者は消費税を納税しても、元請は下請に消費税分を支払うことなく、元請は全額控除しているとの意見。また、納税は義務であり、これは守るべきとの意見もありました。さらには参考意見として、シルバー人材センターにおける対応も個々に違うという実情を税務署からお聞きしました。

このように委員会の中では賛否、意見が分かれました。当委員会として採決した結果、採択すべきもの2、不採択とすべきもの3、継続審査1であり、結果として不採択すべきものと決定しました。

皆さん方のご賛同をよろしく願いいたします。

続いて、陳情第5号について報告させていただきます。

令和5年6月27日

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦 様

総務産業常任委員長 塚 田 一 男

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第5号
2. 受理年月日 令和5年5月26日
3. 件名  
(陳情第5号) 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める  
陳情書  
陳情者 中野市西条1008 北信味噌醤油工業協同組合2階  
中高地区労働組合連合会  
議長 村松 卓弘
4. 付託年月日 令和5年6月13日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、陳情第5号について審査過程を若干補足させていただきます。

この陳情ですけれども、全国一律最低賃金にすること、最低賃金1,500円以上を目指すこと、そしてそれを可能にするため、中小企業への支援策を適切に拡充することの3点であります。

長野県の賃金では、時給、全国17番目の908円で、全国最高の東京との比較では164円の差です。また、この8年間、最高額と最低額の差は減少しています。

委員会の中の意見として、労働者の生活を支えるために時流に沿っての賃上げは必要、日本だけが成長していない、アジアの中でも遅れている、また、賃上げしないと逆に経済が循環しないなどの意見がありました。なお、具体的な金額表記に対する意見も多く出されました。

当委員会としては、これらの意見を鑑み、採決した結果、採択すべきもの5、趣旨採択すべきもの1、この結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(湯本晴彦君) ここで、議場整理のため、暫時休憩します。

(休憩) (午後 2時53分)

---

(再開) (午後 2時55分)

議長(湯本晴彦君) 休憩前に引き続き会議を始めます。

---

#### 発言の訂正

議長(湯本晴彦君) ここで、塚田一夫議員から発言の訂正の申出がありましたので、発言の申出を許可いたします。

塚田一男君、登壇。

(総務産業常任委員長 塚田一男君登壇)

総務産業常任委員長(塚田一男君) 5番 塚田一男。

それでは、私から陳情第4号並びに第5号について、採択結果について私の記憶した解釈と大事な乖離がありましたので、その部分についてお詫びして訂正させていただきたいと思いま

す。

まず、陳情第4号ですけれども、採決の結果、採択すべき2、不採択すべき4でありました。なお、この中で継続審査すべきとの意見も討論の中でありました。

したがって、先ほど、2の3の1というのは採択すべき2、不採択すべき4に訂正させていただきたいと思います。

次に、陳情第5号についてですが、これも先ほど、採択すべき5、趣旨採択すべき1とご報告させていただきましたけれども、討論の中で趣旨採択をすべきということで、最終的には採択すべき6、全員一致での採択すべき6ということで決定したことをここに訂正して、お詫び申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

**議長（湯本晴彦君）** これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

陳情第4号について質疑を行います。

6番 湯本るり子君。

**6番（湯本るり子君）** 6番 湯本るり子です。

**議長（湯本晴彦君）** 質疑の件数を述べて、質疑をお願いいたします。

**6番（湯本るり子君）** 6点質問いたします。

1つとして、陳情者は、遠方のため口頭陳述は希望いたしませんということですが、そこで本件の審査に当たり、説明を信濃中野税務署の職員にお願いしたということですが、導入、推進する立場に説明を受けるのはおかしくないかと思います。経緯を説明してください。

**議長（湯本晴彦君）** 塚田総務産業常任委員長。

**総務産業常任委員長（塚田一男君）** まず、1点目、陳情に関わる説明の関係ですけれども、信濃中野税務署の統括官にご説明いただきました。その理由は、陳情者に対して連絡をつけても連絡がつかなかったこと、私自身も再三にわたり電話しましたが、連絡が付きませんでした。また、事務局においても連絡していただきましたけれども、連絡がつかなかった。

このようなことから主管課に相談し、まず、インボイス制度、本年5月に若干改正点、部分改正もあり、そのような背景もありましたので、今回は説明については信濃中野税務署の統括官に説明をお願いしたと、こういう経過でございます。

以上です。

**議長（湯本晴彦君）** 6番 湯本るり子君。

**6番（湯本るり子君）** 2番目として、インボイス制度に関して、町内の消費税を払っている課税事業者数、それからまた、適格請求書発行事業者の登録申請された数など、どのくらいでしょうか。また、年間売上げ1,000万円以下の免税事業者の数、そのうち新たに課税業者に登録申請された方はどのくらいありましたでしょうか。税務署の方が来ておられたとしたら、そんな数もあったのか教えていただきたいと思います。

**議長（湯本晴彦君）** 塚田総務産業常任委員長。

**総務産業常任委員長（塚田一男君）** 2点目について説明させていただきます。

まず、委員会の審査の過程の中でも、ただいま湯本るり子議員からご質問いただいた件については委員からも発言ありませんでした。また、併せて税務署からの説明もございませんでした。

以上です。

**議長（湯本晴彦君）** 6番 湯本るり子君。

**6番（湯本るり子君）** 3番目として、陳情要旨の中で、制度の周知が不十分であるため、このまま実施されれば多くの混乱を招くことも想像に難くありませんと述べております。道の駅の情報物産館や野菜市組合の納入事業者に対する町総合開発公社のインボイス対応方針について、私が一般質問で質問した答弁で、まだ決まっていないと述べておられました。

ですので、インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書の採択こそ妥当だと思うわけですが、先ほど、納税義務というような話もありましたが、再度お願いいたします。

**議長（湯本晴彦君）** 塚田総務産業常任委員長。

**総務産業常任委員長（塚田一男君）** 3点目についてのご質問ですけれども、まず、一定規模以下の事業者、1万円未満の取引についてはインボイス保存が不要になります。また、確かに委員会の中でも小規模の事業者、1,000万円未満の免税業者の関わる関係、それから委員会の質疑の中で、消費税をいただかない場合の措置などについても質問がありました。道の駅の今、若干質問の中で触れられましたけれども、道の駅の納品者に関わる説明、また、質疑等は特段ありませんでした。

以上です。

**議長（湯本晴彦君）** 6番 湯本るり子君。

**6番（湯本るり子君）** 4番目として、陳情の説明資料がついていましたが、インボイス制度って何、それは税率の変わらない消費税増税です。それから誰が増税になるのということには、増えた分の消費税を小規模事業者、お店や会社、消費者の3者で押しつけ合うことになりましてという説明資料がついておりますけれども、私は全くそのとおりだと思いますが、委員会の中ではどんな話合いがあったのでしょうか。

**議長（湯本晴彦君）** 塚田総務産業常任委員長。

**総務産業常任委員長（塚田一男君）** ただいま4点目の質問ですけれども、確かにその辺に触れて、小規模の業者はどうするのか、あるいは先ほども報告の中で触れさせていただきましたけれども、シルバー人材センターの関係者も1人、組合員が、それが共同体としてシルバーを構成されているわけです。

その中でも、やはりこの制度が本年10月1日施行となっておりますけれども、様々な不明点というか、説明不足の点、当然、個々の方によっても理解度が違うというふうに解釈しております。そのような中から、これからはやはり10月に向けて丁寧な説明の下、あるいは税務署等に確認していただく中で、その辺は個々で対応していくしかないかと、かように考えますので、よろしく申し上げます。

議長（湯本晴彦君） 6番 湯本るり子君。

6番（湯本るり子君） 5番目ですが、いろいろ関連してきますけれども、今、影響を受ける職業の1例で農業、うちも農家ですが、農協、市場以外と取引がある農家、飲食店や道の駅などに販売している農家とあります。インボイスでどのような影響を受けるか、先ほど若干説明がありました、どんなことが検討されましたか。

議長（湯本晴彦君） 塚田総務産業常任委員長。

総務産業常任委員長（塚田一男君） 先ほども委員報告の中でも若干触れさせていただいたと思いますけれども、やはり小規模、小さい、俗にいう零細、農家なども含まれると思いますけれども、零細という言葉が適切でないということで小規模という言葉で発言させていただきましても、このインボイス制度はやはり仕組みが複雑であります。私自身もこの説明書あるいはパンフレットも拝見させていただきましたけれども、まだまだ不明点がある。それは事実だと私は思っております。

しかし、納税義務の、これは国民の責務であると思っております。このようなことからこの辺を、インボイスについてもしっかりと私たちは確認しながら、納税を果たしていかなくちゃいけないと、かように考えます。よろしく申し上げます。

議長（湯本晴彦君） 6番 湯本るり子君。

6番（湯本るり子君） 最後ですが、シルバー人材関係で、シルバー人材センターで働く高齢者、免税事業者である会員を抱えるシルバー人材センターなどが、昨年も中高シルバー人材センターから陳情もありましたが、インボイスにどのように対応する方針になっているか、その辺、昨年もありましたが、今、委員長のほうの答弁でも聞きましたが、まだまだ難しい点があつて理解が不十分かと思うので、その辺を今の委員長さんの答弁でまだまだ分からない部分があると言われましたが、その辺で委員会として不採択が4、採択2ということでしたが、継続審議にはならないのかどうかということをお聞きしました。その辺、もう一言お願いします。

議長（湯本晴彦君） 塚田総務産業常任委員長。

総務産業常任委員長（塚田一男君） 6点目の質疑でありますけれども、先ほども触れましたとおり、このインボイス、やはりちょっと複雑で、小規模の業者の、この場合は納税額を、売上げ税額の2割軽減できるとか1万円の値引き等、返還インボイス交付免除と様々な改正が本年4月に改正されております。

このような追加の改正もございまして、やはりインボイスについては改正があつたからこそさらに確認は必要だと私は思っております。しかし一方で、このインボイス制度、適格請求書等の関係についてはやはり税の透明性を図る観点から、納税義務の観点から必要というほうに考えておりますので、その点を理解いただくしかないと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（湯本晴彦君） ほかに質疑ございますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

6番 湯本るり子君。

6番（湯本るり子君） 動議を提出したいと思います。

議長（湯本晴彦君） 発言を認めます。

6番（湯本るり子君） 6番 湯本るり子です。

今、委員長の報告も聞いたんですけども、とても重要な問題ですし、町民の中にも関係する人もかなり多いと思います。関心が高いんだけど、よく分からなくて困っているという声を多く聞きます。

先ほどから私が何点か質問させていただきましたが、まだまだ私も勉強不足で納得できていない部分が多いんです。そして、そんな中で総務産業常任委員会で十分な審査、検討がされたのかなとちょっと思いますので、道の駅、情報物産館、野菜市組合、町総合開発公社のインボイス対応の方針なども不明確なことを見ても、大変難しい問題だと思いますので、この陳情書を本会議で採決するのは無理があると思います。

とりわけ不採択ということには問題があると思いますので、例がないかもしれませんが、会議規則第48条の規定によって、総務産業常任委員会で再審査をお願いし、再付託とすることを望みます。

議長（湯本晴彦君） ただいま湯本るり子君から、陳情第4号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書については、総務産業常任委員会に再付託するとの動議が提出されました。

ここでお諮りします。会議規則第16条により動議成立に必要な賛成者の数は、提出者のほかに1人以上と規定されています。

ただいまの動議に賛成の方は起立願います。

（少数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立3名です。

したがって、ただいまの動議は会議規則第16条に規定する所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

6番 湯本るり子君の動議を直ちに議題として採決します。

ただいまの動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立少数です。

したがって、陳情第4号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書について、総務産業常任委員会に再付託することの動議は否決されました。続いて、討論を行います。

初めに、総務産業常任委員会委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

6番 湯本るり子君、登壇。

(6番 湯本るり子君登壇)

6番(湯本るり子君) 6番 湯本るり子です。

私は、陳情者の訴えはもつともだと思えます。ただ、消費税の専門的なことは説明が難しいので私が手に入れた元静岡大学教授、税理士の湖東京至先生の論文を紹介させていただきたいと思えます。10分ぐらいかかるかもしれませんが、お聞きいただきたいと思います。すみません。

インボイス制度は、日本経済の浮沈に関わる重大な問題が含まれており、もしこのまま2023年10月1日に導入を迎えることになれば、政権を揺るがす大混乱を招くに違いない。

1として、零細事業者を廃業に追い込む事業者免税制度は崩壊。2020年3月現在、我が国の消費税課税事業者数はおよそ315万である。ほかに基準期間の年間売上高が1,000万円以下の事業者が推定1,000万人以上存在するといわれている。

そんなことによって、これらの零細事業者は現在、事業者免税制度により納税が免除されて、消費税とは縁のない人々である。周知のように消費税はアメリカの州税である単純な小売売上げ税と異なり、課税事業者は、年間売上高に係る消費税額から年間仕入れ高などに含まれるとされる消費税額を差し引いて納税額を計算する。現行制度はこの仕入れ税額を控除する仕組みをアカウント方式によっており、課税事業者は零細な免税事業者からの仕入れや役務提供、経費の支払いも控除できる。

ところが、政府、財務省は、税率が二桁、10%になり、今後さらに税率を引き上げるには消費税を払っていない免税事業者からの仕入れ等まで控除するのは、国際社会から批判を浴びるとして、課税事業者からの仕入れだけを控除対象とするインボイス制度を2023年10月から導入する法改正を行った。

インボイス制度になれば、親会社は免税事業者から受け取る今までの請求書、領収書では仕入れ税額控除ができなくなり、自社の消費税納税額が増えるため、下請などにより税務署長から事業者登録番号をもらい、課税事業者になれと強要せざるを得ない。零細な下請業者は親会社や得意先からそう言われると、免税の放棄をして課税事業者になるか廃業するか決断を迫られる。その結果、零細事業者のための事業者免税制度は事実上なくなる。

2つ目として、シルバー人材センター会員など打撃を受ける人々。我が国で実際に影響を受ける業者は個人タクシー、赤帽などの配達業、宅配、ホステス、映画・演劇の俳優、脚本家、編集者、ライター、音楽家、イラストレーター、英会話学校・塾の講師など。それからシルバー人材センターに加入している会員数は、現在、全国でおよそ70万人、1人当たりの年間収入が税込み43万円という零細な高齢者に消費税の納税をせよというのです。

1人当たりの消費税の納税額は、簡易課税を選択したとして1万9,500円になる。この納税のために税務署に事業者登録番号をもらう申請をし、番号付きの正規の請求書を発行し、それを7年間保存し、毎年、消費税の申告、納税をする。恐らくシルバー人材センターから脱会する高齢者が続出するに違いない。

他の業界も同様の事態を招くことになりかねない。打撃を受けるのは、これらの零細事業者だけではない。インボイス制度の下では、下請や取引先に免税事業者の一人親方や優秀な技能者がいる親会社にとっては、彼らが免税事業者のままでは仕入れ、税額控除ができず、消費税の納税額が増えてしまう。よって、彼らに課税事業者になるよう要請することになる。しかし、万が一、下請に課税事業者になることを拒否され、廃業でもされたら、親会社はにっちもさっちもいなくなる。

3番目として、税務署長が持つ番号付与権の危険性。インボイスを発行するためには、事業者登録番号を所轄税務署長に付与してもらわなければならない。課税事業者のうち登録が必要な者及び免税事業者で課税事業者を選択する者は、全て所轄税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出しなければならない。

登録申請書を受理した税務署長は、審査した上、頭にTをつけた13桁の番号を付与する。併せて付与した番号と登録課税事業者名を国税庁のホームページに公開する。番号登録申請は既に2021年10月1日から始まっており、2023年3月31日に申請することとなっていましたので、一応終わってはいるんですが、審査に通らない者とは消費税法に違反し、罰金以上の刑を科せられ、その執行終了後2年を経っていない者と規定されています。

免税事業者が登録申請する場合、まず課税事業者を選択しなければ番号をもらえないから、消費税課税事業者選択届出書と併せて、適格請求書発行事業者の登録申請書を提出することになる。なお、簡易課税によったほうが有利だと判断した者は、簡易課税制度選択届出書も併せて提出する。

ふだん、税務申告に縁のない零細な免税事業者に課税を選択するか否か、簡易課税を選択するか否かの判断を求め、こうした手続を行わせるのは酷である。ほとんどの事業者が課税事業者となれば、税務署が付与した番号付きの正規の請求書、領収書がちまたで授受されることになる。消費税は正規の領収書をもらう必要はないが、店側は必要な事業者が消費税かいちいち判断するわけにいかず、全ての顧客に番号付きの領収書を交付することになる。

後述するように電子インボイス、電子領収書によりデジタル化が進行すれば、ほとんどの取引が税務署、国税庁に集積されることとなり、税務署の監視下に置かれることとなる。

4として、適格請求書誤認書類に1年以下の懲役。政府は、適格請求書と誤認されるおそれのある書類や偽りの記載をした適格請求書を渡した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を用意した上、刑執行終了後2年間は事業者登録番号を付与しないとした。もし企業が番号をもらえなくなったら、実質的に倒産、廃業となる。

適格請求書、適格領収書は記載されている消費税額分納税額が減る一種の金券である。金券化した請求書をなくすと大変であるが、同時に偽適格請求書、偽札が横行するおそれがある。

5番目として、仕入れ税額控除に適格請求書不要例が続出。インボイス制度になると、全ての商取引が適格請求書、適格領収書のやり取りになると思われがちであるが、そうではない。適格請求書、領収書を発行しなくてもよい業種、取引が多々ある。逆に見れば、適格請求書、

適格領収書がなくても仕入れ税額控除ができる課税事業者がいるのである。

例えば魚市場、漁協、農協への販売はそもそも領収書、請求書発行の習慣がないので、免税事業者でも課税事業者でも適格請求書、適格領収書は必要ない。鉄道、バスなどの切符や自販機による販売、郵便切手の販売も適格領収書、適格請求書は必要ない。自販機で飲物を購入して領収書をもらうことはできない。古物商、中古自動車販売も消費者からの購入について適格請求書、適格領収書は求めない。

さらに問題なのは、簡易課税選択事業者との取引である。簡易課税制度は売上高に一定率を掛けた額を仕入れ額とみなすため、消費税の計算に適格請求書、適格領収書を必要としない。簡易課税選択事業者は2019年度現在、消費税の納税義務者296万のうち114万で、38.6%に上る。

インボイス制度が導入されれば、これに免税事業者のうち、簡易課税を選択した者が数百万加わり、膨大な数になる。取引先が簡易課税を選択しているか否かいちいち聞くわけにもいかず、今までの請求書でよいのか、正規のインボイスを出すのか判断に困る事態が生じるために、経済取引に混乱を招く。

インボイス制度は原則課税の仕入れ税額控除方式にだけ適用されるから、膨大な簡易課税選択事業者が存在することは同制度の必要性を半減させてしまう。そのため、フランスは1999年以後、それまで小規模事業者に適用されていたフォルフェ制度という簡易課税制度を廃止した。

政府は、財務省は、我が国の簡易課税制度をどうするつもりなのか。やがてフランスのように廃止するのか、ドイツのように適用水準を大幅に引き下げるのか、もし廃止や適用水準引下げになれば、簡易課税の適用除外となる零細事業者の事務負担は激増することになる。

いずれにせよ、政府、財務省は簡易課税制度とインボイス制度の関係について検討したとは思えない。考え直すべきである。

あとちょっと長くなりますが、インボイス制度は益税解消に有益というが、インボイス制度は益税をなくすために有効だという主張がある。そもそも消費税の免税事業者に益税があるかどうか検証しましょう。

益税存在論者は、免税事業者も価格に10%上乗せしているのに納税しないというが、消費税法は消費者、顧客、取引先への価格転嫁を法的に保障していない。消費税法上、既定されている10%の税率は、価格に10%上乗せを保障するものではなく、事業者が年間納税額を計算する際の税率として規定されているに過ぎない。

仮に免税事業者が10%分上乗せして販売としても、アメリカの小売り売上げ税とは違い、その分を預かって納税する仕組みではない。つまり、法的には益税が生じる余地は全くないのである。

益税存在論者は、経済実態として、例えば個人タクシーのように同一料金の場合、益税が発生すると主張するかもしれない。だが、個人タクシー業者は車両購入代、車両修繕費、燃料費、車庫代など、維持費に含まれる消費税分を控除できず、損税が生じる場合さえある。売上げ1,000万円の零細業者には経済実態的にも消費税による利益は生じない。

さらに益税存在論者は、現行の帳簿方式は免税事業者からの仕入れも控除できるから、課税事業者側にも益税があるという。だが、現行消費税は課税事業者が納税義務者であり、当該事業者の年間付加価値に着目して納税計算を行う直接的な仕組みである。一個一個の商品に対応する仕入れを控除する単純な間接税ではない。

したがって、益税が発生する余地は全くないということで、ちょっと長くなりましたが、私もまだまだ勉強不足で分からない点があるんですけども、とても複雑な制度だと思います。

そういう中で、延期は当然だと思ひまして、発言させていただきました。

**議長（湯本晴彦君）** 次に、総務産業常任委員会委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

**議長（湯本晴彦君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第4号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

陳情第4号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

**議長（湯本晴彦君）** 起立4人で少数です。

したがって、陳情第4号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書は、総務産業常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

続いて、陳情第5号について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（湯本晴彦君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（湯本晴彦君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第5号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

**議長（湯本晴彦君）** 起立12人で多数です。

したがって、陳情第5号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 7 発委第2号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出について

**議長（湯本晴彦君）** 日程第7 発委第2号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高田社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

社会文教常任委員長(高田佳久君) 9番 高田佳久。

先ほどは陳情第3号をお認めいただきましてありがとうございます。

陳情第3号の可決を受けたことで意見書の提出となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、発委第2号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和5年6月27日 提出

社会文教常任委員長 高田佳久

令和5年6月 日 議決

山ノ内町議会議長 湯本晴彦

それでは、意見書について朗読させていただきたいと思います。

#### 介護保険制度の改善を求める意見書

平成12年4月の介護保険制度の施行から23年が経過した。介護保険制度の当初の目的は、介護の社会化であり、介護を社会全体で支えようとするものだった。ところが、度重なる制度改定や介護保険改定により必要な介護サービスが利用できない実態が広がっており、コロナ禍はこの事態をさらに加速させている。

介護保険の見直しに当たり、介護保険料の原則2割をはじめとした多くの負担増や給付削減について、介護利用者、介護従事者、介護事業者から懸念の声が寄せられている。介護保険制度の見直しに当たり、介護する人、受ける人が共に大切にされる社会を実現するために、下記の事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

#### 記

1. 介護保険サービスの利用者負担の2割負担の対象拡大を中止し、現状を維持すること。
2. 保険から外された食費や部屋代などの自己負担増を軽減すること。
3. 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の多床室(相部屋)室料負担を新設しないこと。
4. 全ての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。
5. 介護従事者を大幅に増やし、1人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うこと。

令和5年6月 日

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

財務大臣 様

厚生労働大臣 様

以上となりますが、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 発委第2号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第2号を採決します。

発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、発委第2号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

---

## 8 発委第3号 最低賃金の改善と中小企業等支援策の拡充を求める意見書の提出について

議長（湯本晴彦君） 日程第8 発委第3号 最低賃金の改善と中小企業等支援策の拡充を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

塚田総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 塚田一男君登壇）

総務産業常任委員長（塚田一男君） 5番 塚田一男。

先ほど陳情第5号について採択いただき、ありがとうございます。

それでは、発委第3号について説明させていただきます。

発委第3号 最低賃金の改善と中小企業等支援策の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和5年6月27日 提出

総務産業常任委員長 塚田一男

令和5年6月 日 議決

山ノ内町議会議員 湯本晴彦

それでは、意見書を読み上げさせていただきます。

最低賃金の改善と中小企業等支援策の拡充を求める意見書

コロナ禍に加えて、急速な物価上昇が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で、最低賃金

近傍の低賃金で働いている。また、最低賃金が低い地域ほど中小零細企業が多く、経済的ダメージはより深刻となっている。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するために、最低賃金大幅引上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2022年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,072円、長野県では908円、その差額は164円と大きな開きがある。毎日8時間働いても年収200万円以下（月の労働時間172時間で換算）である。最低賃金法第9条3項の労働者の健康で文化的な生活を確保することはできない。さらに、地域別であるがゆえに、長野県と東京都では同じ仕事でも時給で164円もの格差がある。

若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響が出ている。長野県労連など全労連の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に地域による大きな格差は認められない。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で地域別ではなく、全国一律制を取っている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど、具体的な中小零細企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引上げを支えている。

日本でも中小企業零細企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小零細企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰も安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために最低賃金の抜本的な引上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

#### 記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金大幅引上げをすること。
3. 政府は、最低賃金を引き上げても、経営が継続できるように中小零細企業への適切な支援策を拡充し、中小零細企業の経営と労働者の生活と命を守ること。

令和5年6月 日

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

中央最低賃金審議会会長 様

長野県山ノ内町議会議長 湯本 晴彦

以上ですが、皆様のご賛同をお願い申し上げます。

議長（湯本晴彦君） 発委第3号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第3号を採決します。

発委第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(湯本晴彦君) 起立12名で多数です。

したがって、発委第3号 最低賃金の改善と中小企業等支援策の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

---

9 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

10 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

11 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

12 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長(湯本晴彦君) 日程第9 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第

13 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでの5件を一括上程し、議題とします。

以上5件につきまして、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(湯本晴彦君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は、各委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長(湯本晴彦君) 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審査は全て終了しました。

---

議長(湯本晴彦君) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

6月13日から本日までの15日間の会期でありましたが、一般質問におきましては10名の議員が登壇され、観光・農業の産業振興における施策や小学校の統合、移住定住など、町の諸課題について様々な見地から活発な論戦が展開されました。

議案審議では、一般会計補正予算において新町長の肉づけ予算との観点から、補正予算審査

特別委員会を設置しての慎重審議をはじめ、契約の締結、条例の訂正、一部改正など、14案件について深くご審議をいただきました。

本会議、委員会での意見や提言につきましては、今後の行財政運営に十分反映されますよう強く要望したいと思います。

本定例会中、管内視察にも精力的にお取り組みをいただきました。その成果につきましては、今後の議会活動を通じ、町政発展に活かされますようお願い申し上げます。

また、議案の質疑や一般質問の在り方については反省すべき点もあったことから、今後、議会全体として確認するとともに、議員一人ひとりが自覚を持って行動することを期待したいと思います。

その一方で、大変中身の濃い議会だったということもでき、議会として活発に活動し、議論したことは内容だけでなく、それぞれの資質向上にもつながり、大変評価されるものと思います。

勇往邁進という言葉がございます。失敗を恐れず、周りに屈することなく、前進挑戦することをお勧めします。特に1期目の皆様にとっては初の本会議、初の一般質問ということでしたが、大変勇往邁進に取り組み、今後の山ノ内町の希望ある未来につながると実感しました。

また、理事者、管理職の皆様におかれましては、様々なイベントなどがあり、大変ご多忙の中、ご協力をいただきましたことを深く感謝申し上げます。

本日ここに、無事閉会を迎えることを改めて感謝申し上げますとともに、議員各位、理事者、管理職各位におかれましては、健康に十分ご留意され、ご活躍とご多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

---

**議長（湯本晴彦君）** 町長から閉会の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

**町長（平澤 岳君）** 令和5年第3回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

改選後初議会である本議会定例会は、6月13日から15日間の会期中、各常任委員会の管内視察をはじめ、3日間の一般質問では、観光振興関連や小・中学校教育関連などを中心に様々な内容について活発なご議論をいただきました。また、提案しました全ての案件につきまして、原案どおりご承認いただき、ありがとうございました。

開会の挨拶でも申し上げましたが、今、山ノ内町は様々な危機に直面しており、解決すべき問題や、方向性を出さなければいけないことが山積しております。

町の基幹産業でもあるスキー場施設の老朽化に関しては、長野県阿部知事も長野県全体で危機感を持っており、既に情報共有をさせていただいており、今後の対応策と一緒に検討してい

く予定です。スキー場問題だけではなく、廃屋化したホテルや家屋が放置されている場所も町内で少なくありません。

住民生活目線では、町民向けの体育館やプールがない、賃貸住宅がない、一方で空き家は増えていく。ある意味、この山ノ内町は、日本全体が抱える問題を凝縮した町にもなっているような気がします。

私としましては、今回、議会で承認いただきました観光局設立に向けた動きだけではなく、この町がどんな人にも住みやすい町になり、子供を育てやすい町、さらにいえば子供を育てたいと思える町になり、働きやすい町になるよう、待ったなしの改革を進める決意を新たにしております。

しかし、改革をするにも私1人でできるとは思っておりません。古くから、3人寄れば文殊の知恵ともいわれるように、現在、山ノ内町が直面している問題解決に向けては、私や町職員だけではなく、議員の皆様や町民の皆様にも知恵もいただきながら、20年先、50年先の未来に向けた未来思考的な議論をこれからもしていきたいと願っておりますので、ぜひ力と知恵を貸してください。

ふるさと納税などは、その先進地からノウハウを学ばせていただき、既に改革に着手し始めております。オールシーズンリゾートでもある志賀高原、北志賀高原、すばらしい泉質の温泉郷、世界的に有名になったスノーモンキー、リンゴ、桃、ブドウを筆頭とするおいしい果樹類など、この町の持つポテンシャルは高いものがあります。

日本人観光客だけではなく、これからはインバウンドがさらに増えていくと予測しております。これからの山ノ内町は、皆で力を合わせ、議論をし、皆でしっかりと稼げる山ノ内町をつくり、若い世代が帰ってきたくるような魅力のある町を議員の皆様とも一緒につくっていきたい所存です。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、これから迎える暑い夏の季節、健康に十分留意いただき、ますますご活躍されることをご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

## 閉 会

議長（湯本晴彦君） これにて令和5年第3回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間、ご苦労さまでした。

（閉 会）

（午後 3時47分）

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員